



コバトン & さいたまっち

埼玉県における建設工事従事者の 安全及び健康の確保に関する計画

2021年(令和3)年3月



埼玉県における建設工事従事者の安全及び
健康の確保に関する計画

令和 3 年 3 月

埼玉県

目次

はじめに 本計画の位置づけ.....	1
第1 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する現状と課題	3
1. 建設業における労働災害の状況	4
2. 一人親方等への対処の必要性	6
3. 建設工事従事者の処遇の改善等を通じた中長期的な担い手の確保	6
第2 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策についての基本的な方針	8
1. 適正な請負代金の額、工期等の設定	9
2. 設計、施工等の各段階における措置	9
3. 建設業者等及び建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の向上	10
4. 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上	10
第3 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関し、総合的かつ計画的に講ずべき 施策.....	11
1. 建設工事の請負契約における経費の適切かつ明確な積算等	12
(1) 安全及び健康の確保に関する経費の適切かつ明確な積算等	12
(2) 建設工事従事者の安全及び健康に配慮した工期の設定	12
2. 責任体制の明確化	12
3. 建設工事の現場における措置の統一的な実施	12
(1) 建設業者間の連携の促進	12
(2) 一人親方等の安全及び健康の確保.....	13
(3) 特別加入制度への加入促進等の徹底	13
4. 建設工事の現場の安全性の点検等	13
(1) 建設工事の現場の安全性の点検、分析、評価等に関する建設業者等による自主的な 取組の促進	13
(2) 建設工事従事者の安全及び健康に配慮した設計、建設工事の安全な実施に資すると ともに省力化・生産性向上にも配慮した工法や資機材等の開発・普及の促進	14
5. 墜落・転落災害の防止対策の充実強化	14
(1) 労働安全衛生法令の遵守徹底等	14
(2) 墜落・転落災害防止対策の充実強化	15

6. 建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の啓発	15
(1) 建設工事従事者の従事する業務に関する安全衛生教育の促進	15
(2) 建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の啓発に係る自主的な取組の促進 ..	16
7. 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上を図るための施策	16
(1) 社会保険等の加入の徹底	16
(2) 建設キャリアアップシステムの活用推進	17
(3) 「働き方改革」の推進	17
(4) 建設業における担い手確保の推進	17

第4 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を総合的かつ計画的に 推進するために必要な事項	18
1. 埼玉県計画の推進体制	19
(1) 関係者における連携、協力体制の強化	19
(2) 調査・研究に関する情報の収集	19
2. 施策の推進状況の確認と計画の見直し	19
 (参考) 用語集	20

掲載する用語については、本文中に『※』を記載

はじめに 本計画の位置づけ

県内建設業は、本県の道路、河川や建築物などの社会基盤の整備・維持管理を担う基幹産業であると同時に、近年被害が甚大化する傾向にある台風などによる風水害や地震などの自然災害の発生時には最前線で復旧・復興を支える役割を担う他、昨今のコロナ禍においても事業の継続が求められるなど、県民の安心・安全な生活を確保する上で欠かすことのできない地域の守り手である。

建設工事従事者は建設業を支える上で重要な担い手であり、建設工事の現場における安全・健康の確保は最優先に取り組むべき課題である。今日まで、工事関係者の努力により、建設業における労働災害の発生件数は、長期的には減少傾向にあるものの依然として死亡事故の根絶には至っていない状況である。

近年、建設業においては若年層を中心とした新規入職者が減少傾向にあり、本県においても将来的な担い手の確保が課題となっているが、入職を促進するためには建設工事の現場が安全で健康的に働ける職場であることの実現と、その成果の発信を継続して行っていくことが必要不可欠である。

こうした中、平成29年3月に、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって建設業の健全な発展に資することを目的として「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成28年法律第111号）」（以下「建設職人基本法」という）が施行された。

本計画は、同法第9条に基づく、埼玉県における建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する計画（以下「埼玉県計画」という。）である。

建設工事における安全・健康に関しては、県だけでなく関係行政機関※や建設業関連団体※においても、長年にわたり実施され着実に成果を上げている取組や、ICT施工等の最新の技術・工法の導入など、様々な取組が実施されている。

埼玉県計画は、これらの状況を踏まえ、県が建設工事に関わる関係者と連携を図りながら、各種の施策や取組を進めていくことで、県内建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進を図ることを目的として策定するものである。

第 1 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する

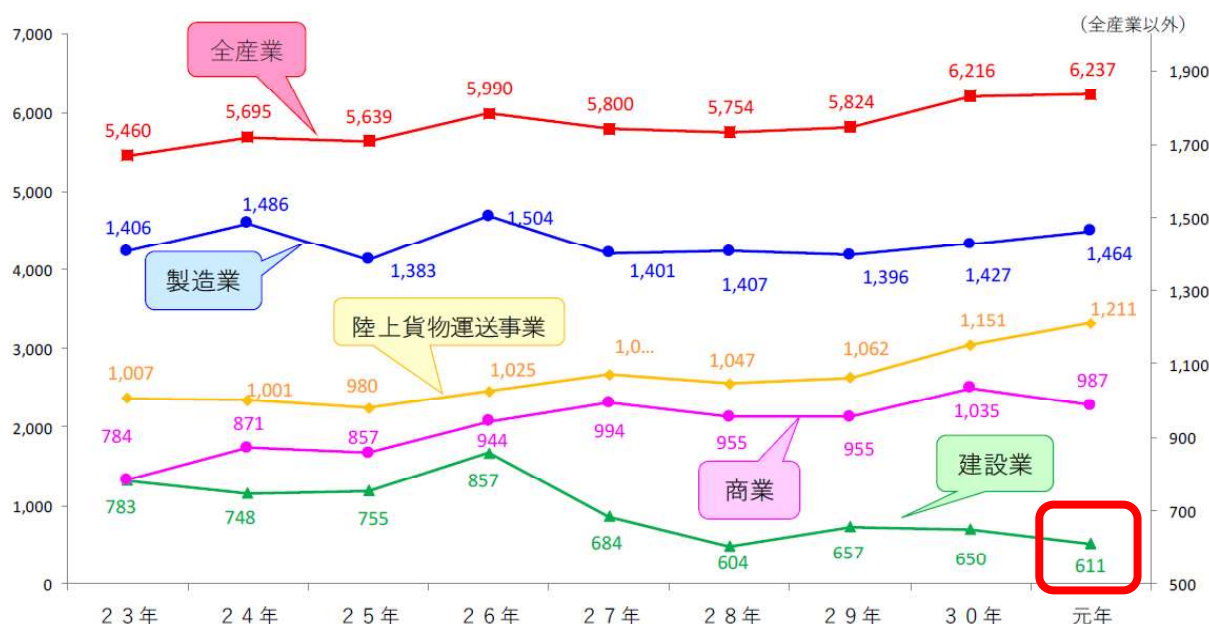
現状と課題

1. 建設業における労働災害の状況

建設業における労働災害の発生状況は、長期的に減少傾向にある。労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）及び同法に基づく関係政省令は幾度となく改正され、危害防止基準等が年々充実強化されるとともに、建設業者等による長年にわたる自主的な労働災害防止活動と相まって、昭和47年には全国で2,402人にも上っていた建設業における労働災害による死亡者数は、令和元年¹⁾には269人まで減少した。1)本章における令和元年とは、平成31年1～4月及び令和元年5～12月の期間を指す

本県においては、県内の全産業における労働災害の死傷者数がここ数年微増傾向にある中、建設業においてはこれまでの取組の成果もあり減少傾向にある。

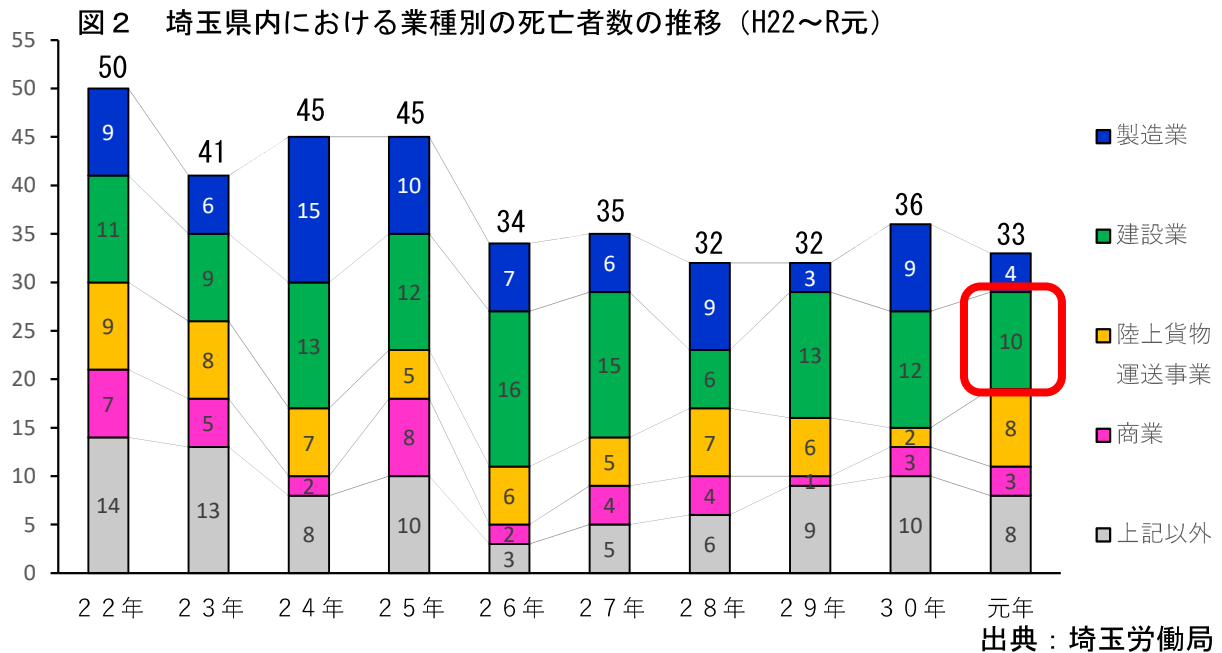
図1 埼玉県内における業種別の死傷者数の推移（H23～R元）



出典：埼玉労働局

○令和元年 県内建設業における死傷者数：611人

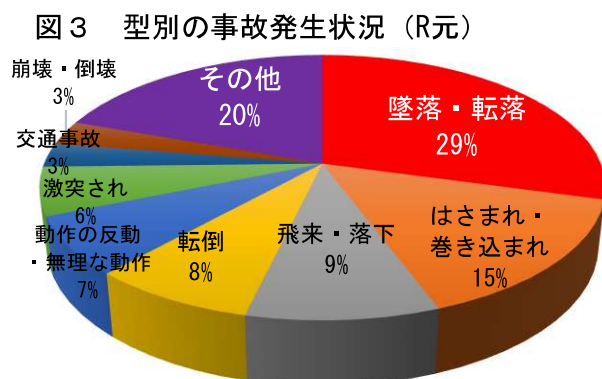
しかしながら、死亡者数を見ると全体において減少傾向にある中、建設業はほぼ横ばいで、全産業の中で最も多く死亡災害が発生している状況が続いていることを重く受け止め、建設業における災害の撲滅に向けて一層の実効性のある取組を推進する必要がある。



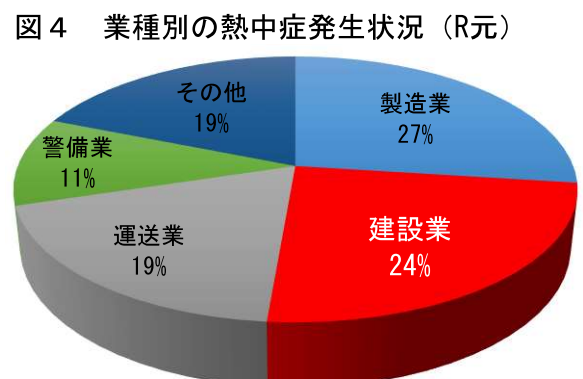
○令和元年 県内建設業における死亡者数：10人

型別に見ると墜落・転落災害が最も多く、令和元年のデータでは全体の約3割を占めており、特段の対策を講じる必要がある。

また、本県は平成30年7月に熊谷で日本歴代最高気温の41.1℃を記録していることや年間の快晴日数が全国1位であることなどから、毎年、熱中症による労働災害が発生しており、特に屋外の現場での作業が中心となる建設業においては、発生リスクを低減するための取組を進める必要がある。



出典：埼玉労働局



出典：埼玉労働局

○令和元年 県内建設業における墜落・転落による死傷者数：179人

○令和元年 県内における熱中症による死傷者数：37人（うち建設業9人）

さらに、本県では令和2年2月に初の感染者が確認された新型コロナウイルス感染症については、現在も先の見通せない状況が続いており、建設工事の現場における感染予防対策の徹底が重要である。

2. 一人親方等※への対処の必要性

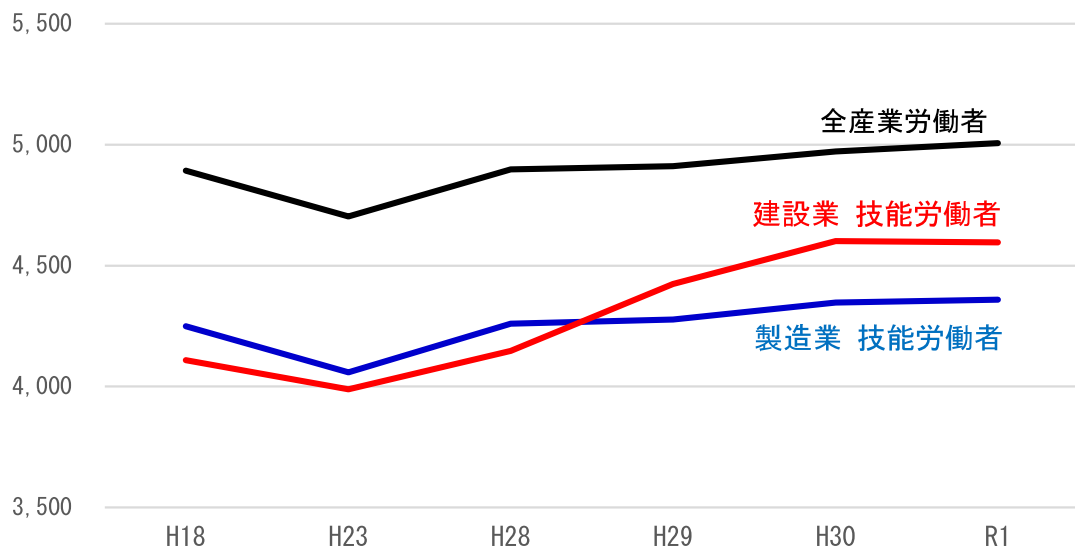
一人親方等は、労働安全衛生法上の労働者には当たらないため、同法の直接の保護対象には当たらない。しかしながら、建設工事の現場では、他の関係請負人の労働者と同じような作業に従事しており、厚生労働省の調査によれば、令和元年には全国で92人、うち本県では8人の一人親方等が労働者以外の業務中の死亡者として把握されている。

その業務の実情、災害の発生状況等からみて、技能を持った建設工事の担い手である一人親方等の安全及び健康の確保について、特段の対応が必要である。

3. 建設工事従事者の処遇の改善等を通じた中長期的な担い手の確保

建設業においては、近年技能労働者の賃金水準は上昇傾向にあるものの、未だ他産業の労働者と比べて低い水準にある。令和元年のデータでは、建設業技能労働者の年間賃金は、全産業の労働者に比べ1割弱低い状況となっている。

図5 建設業 技能労働者の賃金実態（千円／年） ＜男女計、所定外労働含む＞

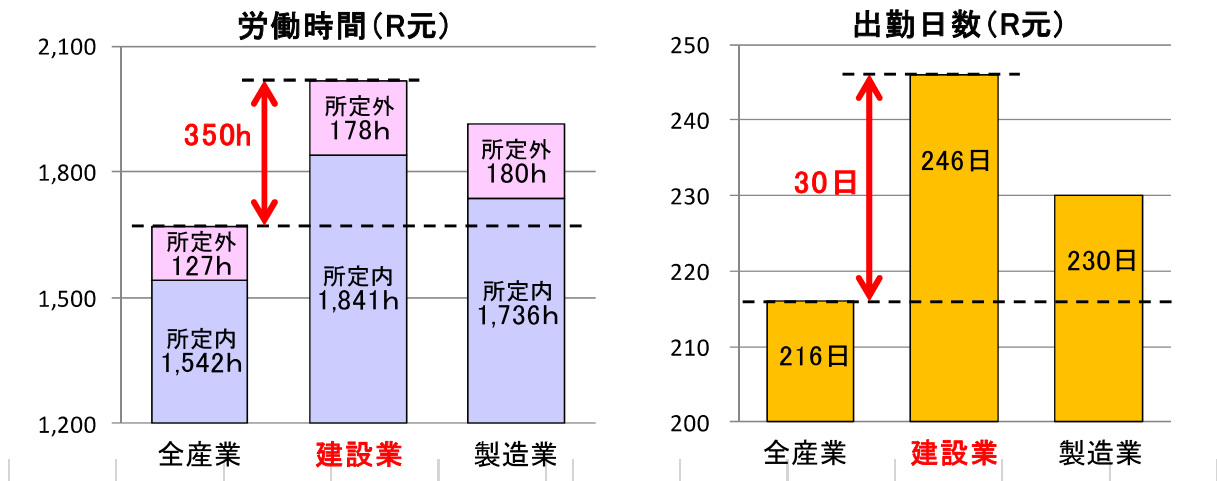


出典：賃金構造基本統計調査（厚生労働省）

また、他産業では一般的となっている週休二日の確保が十分ではなく、総労働時間が長くなっている。令和元年のデータでは、建設業就業者の年間労働時間は、全産業における平均に比べ350時間、出勤日数では30日多く働いている。

図6 建設業就業者の労働時間（時間／年）

図7 建設業就業者の出勤日数（日／年）

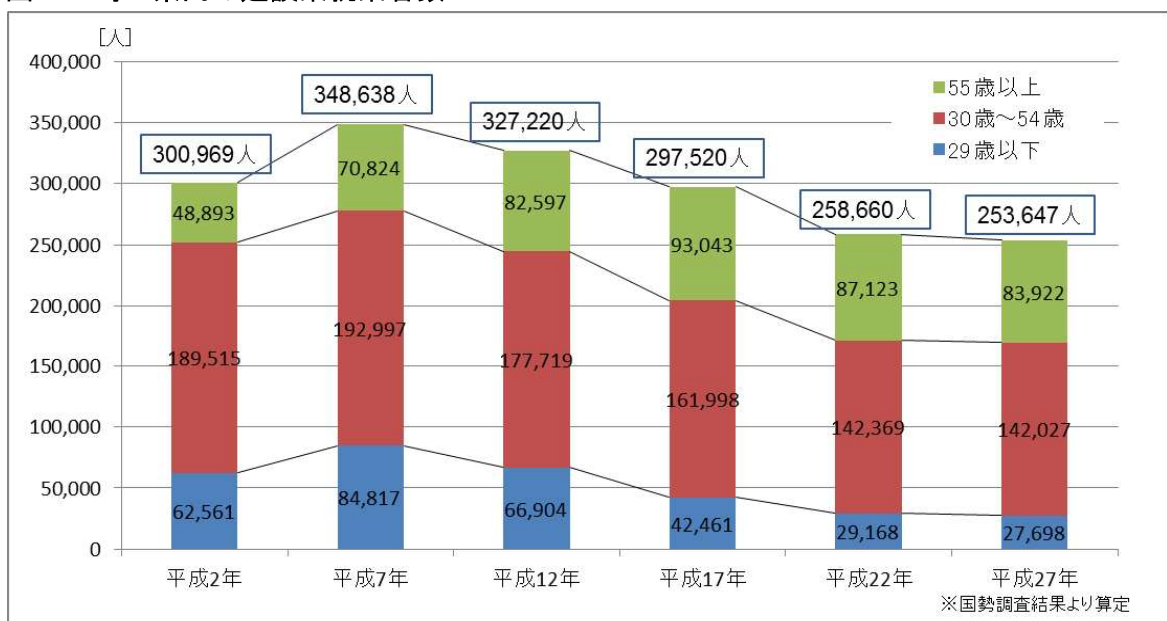


出典：毎月勤労統計調査（厚生労働省）

県内の建設業就業者数は、ピーク時(H7国勢調査)の約7割程度に減少している。

特に若年層（29歳以下）が1／3程度にまで減少しており高齢化が進行している中、建設業を魅力的な仕事の場とし、処遇の改善や技能・技術の振興を含めた地位の向上を図りつつ、中長期的な担い手の確保を進めていくことが急務である。

図8 埼玉県内の建設業就業者数



出典：国勢調査（総務省）

第 2 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する 施策についての基本的な方針

1. 適正な請負代金の額、工期等の設定

建設業の請負契約において、仮に不当に低い請負代金や不当に短い工期で締結されれば、受注者に工事の施工方法、工程等について技術的に無理な手段等を強いることになり、適正な施工が確保されず、労働災害や公衆災害等の発生につながる恐れがある。

そのため、請負代金については、市場における労務及び資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映し、建設工事従事者の安全及び健康に関する経費を適切に確保する必要がある。労働安全衛生法は、建設工事の現場において、元請負人及び下請負人に対して、それぞれの立場に応じて、労働災害防止対策を講ずることを義務づけている。したがって、当該対策に要する経費は、元請負人及び下請負人が義務的に負担しなければならない費用であり、建設業法（昭和24年法律第100号）第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるものである。

また、工期については、建設業法第19条の5に「著しく短い工期の禁止」が規定されており、工事の性格、地域の実情、自然条件等による不稼働日等を踏まえ、週休二日の確保等をした上で、工事を施工するための日数を適切に設定することが必要である。特に、年度末にかかる工事を変更する際には、年度内完了に固執することなく、工事施工に必要な日数を確保するなど、適正工期の確保に取り組むことが必要である。

2. 設計、施工等の各段階における措置

建設工事は、屋外で施工されることが多いため、気候、地形、地質等の自然条件に大きく左右されるほか、騒音、振動等に対する社会的条件の配慮から、工事現場ごとに施工方法が異なる。

そのため、設計段階においても、建設工事の現場の施工条件を十分に調査した上で、建設工事従事者の安全及び健康の確保に配慮した施工方法等を検討することが重要である。

また、施工段階においては、元請負人の統括安全衛生管理のもと、関係請負人がそれぞれの役割分担により漏れなく安全措置を講ずる必要がある。その際、労働安全衛生法令に基づく最低基準の措置だけでなく、建設工事の現場における危険性・有害性を評価（リスクアセスメント※）して、当該リスクを低減し、安全及び健康を確保するための措置を、自主的に講ずることが重要である。

3. 建設業者等及び建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の向上

元請負人及び下請負人の安全及び健康に関する意識が低い場合、例えば一人の建設工事従事者が不安全な状態にあったとしても、請負代金や工期の制約、現場作業の多忙等から、それが看過され、適切な作業手順を踏まないといった不安全行動を誘発するおそれがある。

近年では、過去に比べれば相対的に建設工事の現場における労働災害が減少していることによって、作業に潜む危険に対する感受性が低下していることを指摘する声もある。

したがって、建設工事従事者の安全及び健康に関する建設業者等及び建設工事従事者の意識を高める教育の実施や、建設業界全体として「安全文化」、すなわち、建設業者等及び建設工事従事者が安全及び健康を最優先にする気風や気質をさらに醸成していくための取組を促進していくことが必要である。

4. 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上

建設工事従事者の安全及び健康の確保については、労働安全衛生法令に基づく最低基準の遵守徹底に加え、建設業者等による建設工事の現場の状況に即した自主的な取組を促進していくこと等が重要であるが、その前提として、課題を解決するため所要の環境整備を進め、適切な賃金水準の確保、社会保険の加入徹底、休日の確保や長時間労働の是正等の働き方改革の推進等の処遇の改善や地位の向上が図られること等が必要である。

第 3 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関し、
総合的かつ計画的に講ずべき施策

1. 建設工事の請負契約における経費の適切かつ明確な積算等

(1) 安全及び健康の確保に関する経費の適切かつ明確な積算等

建設工事従事者の安全及び健康の確保は、建設工事の請負契約において適正な請負代金の額が定められ、これが確実に履行されることが重要である。一方、安全衛生経費については、建設工事の工種、工事規模、施工場所等により異なるため、国において検討・実施される施策を踏まえ、適切かつ明確な積算がなされ下請負人まで確実に支払われるような実効性のある施策を検討する。加えて、労働安全衛生法は、元請負人及び下請負人に対して、それぞれの立場に応じて労働災害防止対策を講ずることを義務づけていることから、安全衛生経費※は、建設業法第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるため、立入検査等を通じ法令遵守の徹底を図る。

(2) 建設工事従事者の安全及び健康に配慮した工期の設定

建設工事従事者の健康保持、災害防止等の観点から、週休二日の実現や労働時間の削減に向け、請負契約において、休日等の日数を確保するなど適切な工期が定められるとともに、やむを得ない事由により工期内に工事が終わらない見込みの場合は適切な工期延長が行われる等の環境を整備する。

また、一時期に工事が過度に集中することを避けるため、債務負担行為※や繰越明許費※等の積極的な活用により施工時期の平準化を図る。

2. 責任体制の明確化

建設工事の適正な施工を行うためには、元請負人、下請負人それぞれが請負契約の内容に基づき、求められる役割を適切に果たすことが必要である。このため、立入検査等を通じ、一括下請負の禁止、技術者の専任配置、元請負人と下請負人との間の対等な関係に基づく適正な契約締結等に関して、法令遵守の徹底を図る。

また、下請契約において、各建設業者が自らの役割に応じた適切な安全衛生対策を講ずるよう、中小の建設業者の安全衛生管理能力の向上に向けた教育等の支援を行う。

3. 建設工事の現場における措置の統一的な実施

(1) 建設業者間の連携の促進

作業間の連絡調整、下請負人への指導・安全衛生教育への支援、現場内の設備・機械等の安全確保や職業性疾病の防止等、労働安全衛生法に基づく元請負人による統括安全衛生管理の徹底を図る。

(2) 一人親方等の安全及び健康の確保

一人親方等の安全及び健康の確保を促進するためには、建設現場における措置を統一的に実施することが必要である。このため、一人親方等が業務中に被災した災害を的確に把握するとともに、労働災害との比較等により災害の特徴を分析し、災害防止対策の基礎資料として活用する。

また、一人親方等は労働安全衛生法の直接の保護対象には当たらないため、仕事を注文する立場の建設業者に対して、一人親方等の安全及び健康への配慮を促進するとともに、その業務の特性や作業の実態を踏まえた安全衛生に関する知識習得等を支援する。

(3) 特別加入制度への加入促進等の徹底

一人親方については、労働法制上の保護の対象となる労働者ではないため、本来の労災保険の対象とならないことから、労災保険への加入を希望する場合、特別加入者として任意加入する必要がある。

現場において労働者としての実態がある者については、労働者として扱うよう改めて周知・指導を行うとともに、一人親方の安全及び健康の確保とあわせて、関係行政機関等が連携し、元請負人等を通じて一人親方で特別加入していない者の実態を把握し、一人親方に対する労災保険の特別加入制度への加入の積極的な促進を徹底する。

4. 建設工事の現場の安全性の点検等

(1) 建設工事の現場の安全性の点検、分析、評価等に関する建設業者等による自主的な取組の促進

建設工事の現場の安全衛生水準を高めていくためには、労働安全衛生法に基づく法定の措置を講ずるだけでなく、建設業者がリスクアセスメントを実施し、さらには自社の安全衛生に関する対策について計画・実行・評価・改善する仕組み（マネジメントシステム）を構築することが重要である。このため、リスクアセスメント等の基礎情報となる災害事例の分析の充実や、建設業者及び関係団体による安全衛生活動の取組の公開等を通じ、建設業者の活動に対する支援を効果的に実施するとともに、建設工事の完了時等における建設業者の安全衛生管理を評価する取組を促進する。

また、安全性の点検等に関する建設業者や関係団体の自主的な研修会、講習会等の取組を一層促進する。

さらに、建設工事の現場における安全性の点検・パトロール等の自主的な取組を一層活発にするため、点検・パトロールを行う者の能力向上や労働安全・衛生コンサルタント等十分な知識経験を有する者の活用、元請負人と下請負人との立場の違いを超えた連携等を促進する。

なお、これらの取組に当たっては、建設工事の現場における安全衛生対策を強化していくことについて、国民一般の関心と理解を深めていくことも必要であり、安全衛生対策やその効果等を分かりやすく「見える化」することが重要である。

(2) 建設工事従事者の安全及び健康に配慮した設計、建設工事の安全な実施に資するとともに省力化・生産性向上にも配慮した工法や資機材等の開発・普及の促進

建設工事従事者の安全及び健康に配慮した建築物等の設計の普及を推進するため、施工の安全性に配慮した建築物等の設計に係る先行事例の収集・普及を促進する。

また、ICT※建機やUAV※を活用することで重機回りの丁張り作業や法面測量など危険を伴う作業等を減少させるi-Construction※を推進するとともに、生産性向上にも配慮した安全な工法等の研究開発及び普及を推進する。

さらに、各種ガイドラインの策定等による安全な施工の普及を図るとともに、公共工事のみならず民間工事にも活用できる「公共工事等における新技術活用システム」による新技術の効果的な活用を促進する。

この他、建設工事従事者の高齢化が進行していることを踏まえた高齢者に配慮した作業方法や、夏場の熱中症発生リスクが高い本県の状況を踏まえた熱中症対策、さらに、新型コロナウイルス等の感染症予防対策など作業環境の改善を図る。

5. 墜落・転落災害の防止対策の充実強化

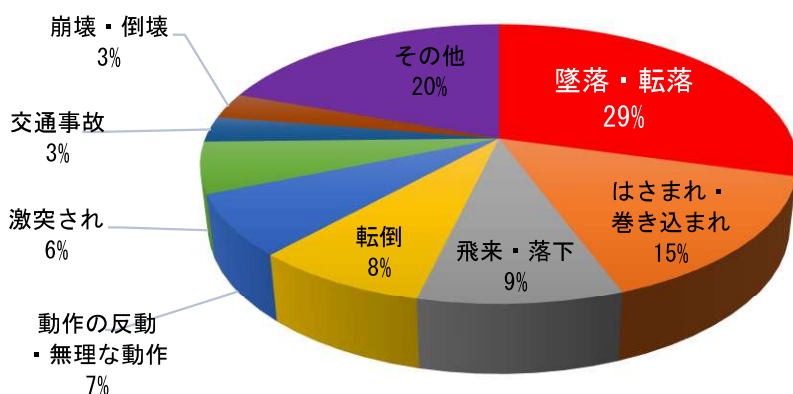
(1) 労働安全衛生法令の遵守徹底等

建設工事の現場においては、今なお墜落・転落災害が最も多い。令和元年には、屋根・梁等、足場、建築物・構築物等からの墜落・転落災害により、県内の死傷災害の約3割にあたる179人の死傷者が発生し、うち3人が死亡している状況にある。

過去の墜落・転落災害をみると、大多数の災害に労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）の違反が認められる状況にある。このため墜落・転落災害のさらなる減少に向けて、フルハーネス型の墜落制止用器具の着用原則化など、労働安全衛生法令の遵守徹底を図る。

加えて、足場からの墜落・転落災害については、厚生労働省が公表している「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」に示されている、労働安全衛生規則に併せて実施することが望ましい「より安全な措置」等の一層の普及のため、実効性のある対策を講ずる。

図9 埼玉県内建設業における型別の死傷者（休業4日以上）発生状況（R元）〔再掲〕



出典：埼玉労働局

○令和元年 県内建設業における墜落・転落による死傷者数：179人

（2）墜落・転落災害防止対策の充実強化

公共工事のみならず全ての建設工事について建設工事従事者の安全及び健康の確保を図ることが重要であることに鑑み、墜落・転落災害の発生状況や関連する施策の実績等を踏まえつつ、墜落・転落災害防止対策の充実強化について調査を行った上で実効性のある対策を検討する。

6. 建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の啓発

（1）建設工事従事者の従事する業務に関する安全衛生教育の促進

労働安全衛生法で定められた法定の教育の実施とともに、安全衛生管理の能力向上教育など建設工事従事者の経験、能力、立場等に応じた教育を促進する。

また、災害の多くが中小規模の建設工事の現場で発生していること等を踏まえ、中小の建設業者が建設工事従事者に対して行う、不安全行動の防止や安全衛生管理に係る教育への支援を行う。

さらに、近年建設業における外国人労働者数が増加傾向にあり、本県でも、令和元年10月末現在で8,787人が雇用されていることから、外国人労働者に対する安全衛生教育等の対応を進める。

(2) 建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の啓発に係る自主的な取組の促進

建設業者等や建設工事従事者が安全及び健康に関して高い意識を持ち、建設工事の現場の安全を高めるための自主的な取組を促進する必要がある。

このため、各建設工事の現場に関し建設業者等が実施している、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する意識啓発に係る創意工夫事例をはじめとした建設業者等の安全衛生活動の取組や災害対応事例について積極的に情報発信し、水平展開を図る。

また、建設工事の現場において、安全衛生水準の向上等について顕著な実績をあげた建設工事従事者や、建設業者、関係団体等を表彰すること等を通じて、関係者の意識を高め、もって安全衛生水準をさらに高めていくとともに、建設工事従事者の技能者としての地位の向上にも繋げる。

あわせて、各建設工事の現場において、建設工事従事者のメンタルヘルス対策や熱中症対策等、心身の健康を確保するための自主的な取組を促進するとともに、建設工事従事者が利活用できる健康相談窓口について、現場レベルでの周知と活用促進を図る。

7. 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上を図るための施策

(1) 社会保険等の加入の徹底

社会保険等の加入については、労働者の処遇の改善と、法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境の構築のため、平成24年度より、建設業許可更新時の加入の確認及び指導、公共工事における入札参加条件への追加等、官民挙げて総合的な対策を進めてきた結果、加入率は着実に上昇してきている。

また、一層の徹底を図るため、令和元年6月の建設業法等の改正により建設業許可の基準の見直しが行われ、令和2年10月からは社会保険への加入が要件化された。

一方で、未だ未加入の建設業者及び建設工事従事者も存在し、十分な法定福利費が確保できていないとの声もあるため、引き続き、法定福利費を内訳明示した見積書の活用等による法定福利費※の適切な確保及び建設業者及び建設工事従事者の社会保険等の加入の徹底について実効性のある対策を推進する。

また、契約の形態が一人親方との請負契約であっても、実態として労働者に該当する場合には、社会保険等の加入の必要や関係法令が適用されることについて、建設業者等及び建設工事従事者に対し周知を徹底する。

(2) 建設キャリアアップシステム※の活用推進

建設工事従事者の資格やその就業実績等を業界統一のルールにより蓄積することにより、建設工事従事者がそれぞれの経験と技能に応じた育成と処遇が受けられるようにするため、官民一体となって建設キャリアアップシステムの活用を推進する。

(3) 「働き方改革」の推進

総労働時間が長く、休日が少ないことや、賃金が高産業の労働者と比べて低い水準にあることが、建設業における処遇の課題であり、若者の入職に当たっての障害・離職の主な理由となっている。このため、平成31年4月から順次施行されている働き方改革関連法を踏まえ、適正な工期設定、週休二日の推進等の休日確保、適切な賃金水準の確保等、公共工事のみならず全ての建設工事について、建設業における働き方改革を進める。

建設業における働き方改革は、建設業界だけでなく発注者側も対応が求められることから、様々な業界団体や市町村に対し、発注する際の配慮の必要性を周知して、県全体で働き方改革の機運を高めていく。

また、過重な仕事やストレスは、メンタルヘルスの不調等心身の健康上の問題の観点からも改善する必要があるため、メンタルヘルスケアの充実等の取組を進める。

さらに、建設業における女性活躍が求められている状況を踏まえ、性別に関わらず誰もが働きやすい職場環境の整備の取組を推進する。

(4) 建設業における担い手確保の推進

建設業界の担い手不足が深刻化する中、働き方改革を通じた建設工事従事者の処遇の改善や地位の向上を図ることに加えて、その成果や建設産業全体の魅力を積極的に発信することにより、中長期的な担い手の確保・育成を図ることが重要である。

このため、「埼玉県建設産業担い手確保・育成ネットワーク※」において産官学が連携して、建設業における担い手確保の取組を推進する。

第 4 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を
総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

1. 埼玉県計画の推進体制

(1) 関係者における連携、協力体制の強化

埼玉県計画の推進にあたっては関係行政機関、建設業関連団体等の建設工事に関わる関係者が、連携・協力を図りながら各施策や取組を計画的かつ効果的に推進する。

また、県内市町村に対しても、埼玉県計画を周知し、各施策や取組の実施を促していく。

さらに、公共工事の関係者のみならず、民間工事を含めた全ての建設工事の関係者に向けても、建設職人基本法の趣旨の理解と埼玉県計画の推進に向けた取組が進むよう、県のホームページに、埼玉県計画や計画の推進の参考となる情報（建設工事の現場における安全衛生活動の優良事例等）を掲載するなど、情報発信を行っていく。

(2) 調査・研究に関する情報の収集

国等の関係機関等が実施する、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する調査・研究等の成果について、建設工事に関わる関係者と連携し情報収集を行い、施策の検討等に活用する。

2. 施策の推進状況の確認と計画の見直し

埼玉県計画の推進に向けて、県や関係行政機関、建設業関連団体等の県内建設工事の関係者が実施する施策・取組をまとめた取組施策を策定する。

県は、関係者と連携を図りながら、定期的に取り組施策の更新を行うとともに、国の基本計画の見直しの状況などを踏まえて、必要があると認めるときには、速やかに県計画の見直しを検討する。

○用語集 （掲載する用語については、本文中に『※』を記載）

【関係行政機関】 P2

厚生労働省埼玉労働局（労働基準部）、国土交通省関東地方整備局（建政部）

【建設業関連団体】 P2

（一社）埼玉県建設産業団体連合会、（一社）埼玉県建設業協会
建設業労働災害防止協会埼玉県支部

埼玉土建一般労働組合、埼玉県建設労働組合連合会

※本計画の策定にあたり設置した「埼玉県建設工事従事者安全確保推進会議」の委員

【一人親方】 P6

労働者を使用しないで事業を行うことを常態とする者

【一人親方等】 P6

一人親方及び中小事業主、役員、家族従事者

※労働基準法第9条に規定する「労働者」に当たらない従事者

【リスクアセスメント】 P9

事業場にある危険性や有害性の特定、リスクの見積り、優先度の設定、リスク低減措置の決定の一連の手順

※事業者は、その結果に基づいて適切な労働災害防止対策を講じる必要がある。

労働安全衛生法第28条の2では、「危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく措置」として、製造業や建設業等の事業場の事業者は、リスクアセスメント及びその結果に基づく措置の実施に取り組むことが努力義務とされ、その適切かつ有効の実施のために、厚生労働省から「危険性又は有害性等の調査等に関する指針」が公表されている。

【安全衛生経費】 P12

建設工事の労働災害防止対策や安全衛生確保のために捻出される費用

労働安全衛生法では、元請負人及び下請負人に労働災害防止対策を義務付けており、必要な経費は元請負人の負担が義務付けられている

【債務負担行為】 P12

原則として予算は単一年度で完結するが、例外的に将来にわたって債務を負担する行為のこと

複数年度にまたがる契約を締結する場合や、将来債務を負担することは確実にあっても、その金額が明確でない場合などに用いられる

【繰越明許費】 P12

歳出予算の経費のうち、その性質上又は予算成立後の事由に基づき、年度内にその支出を終わらない見込みのあるものについて、あらかじめ議会の議決を経たものに限り、翌年度に繰越して使用することができる制度。

【I C T】 P14

Information and Communication Technology（情報通信技術）の略

【U A V】 P14

Unmanned Aerial Vehicle（無人航空機）の略 通称：ドローン

【i-Construction（アイ・コンストラクション）】 P14

国土交通省が進める、「ICT の全面的な活用（ICT 土工）」等の施策を建設現場に導入することによって、建設生産システム全体の生産性向上を図り、もって魅力ある建設現場を目指す取組

【法定福利費】 P16

社会保険料（健康保険料（介護保険料含む）、厚生年金保険料（児童手当拠出金含む）、雇用保険料、労災保険料）

※このうち、健康保険料（介護保険料含む）、厚生年金保険料（児童手当拠出金含む）、雇用保険料の事業主負担分は、原則、見積書で内訳明示が必要

【建設キャリアアップシステム】 P17

技能者の技能の公正な評価、工事の品質向上、現場作業の効率化などにつなげることを目的とし、技能者ひとり一人の就業実績や資格を登録・蓄積するシステム

【埼玉県建設産業担い手確保・育成ネットワーク】 P17

県内建設産業における担い手不足の現状に鑑み、建設産業団体、教育機関、職業訓練施設、行政機関等が連携して技術者及び技能労働者を確保・育成することを目的として、平成28年3月に設立された組織

建設産業への入職促進や職場定着、技能向上及び処遇改善に資する事業等を行う



埼玉県 県土整備部 建設管理課

〒330-9301

埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

TEL: 048-830-5191

FAX: 048-830-4868

県ホームページ

